

○削除者の再認定について

以前扶養されていたご家族が扶養認定要件に該当し、再度扶養認定を受ける場合は、必要書類を添付の上、扶養異動届をご提出ください。

		扶養認定要件(収入)	扶養認定日	必要書類
被 保 険 者 と 認 定 対 象 者 が	同居	○連続する3か月の収入が、 108,334円未満/月※ である こと ○今後も <u>上記の額を超過しない</u> こと	○連続する3か月の収入が 108,334円未満/月※ とな った最後の月の翌月1日 ※ただし給与明細等で 事実発生日 (振込日等)がわかる場合はその日	○左記に該当する期間の <u>給与 明細3か月分</u>
	別居	○連続する3か月において、 認定対象者の収入を上回り、 かつ被保険者によって 生計維 持されていると認められる額 の送金 をしていること ○今後も <u>上記と同様に送金</u> を行うこと	○連続する3か月の仕送りが 確認できた最後の月の翌月 1日	○左記に該当する期間の <u>送金 証明3か月分</u> ○ 認定後、引き続く3か月分 の送金証明を健保へ提出 ※ 毎月ごと の送金証明が必要です ※ 金融機関 において行うこと。 手渡し等は認められません。

※60歳以上、障がい者は150,000円/月と読み替えてください。